

協同組合全高知スーパーチェーン本部商品券をお持ちの皆様へ 商品券払戻し手続きのお知らせ

協同組合全高知スーパーチェーン本部商品券のご利用は、平成 27 年 4 月 30 日（木）で終了致しました。長い間ご利用頂誠に有難うございました。ご利用期限を過ぎました未使用商品券は、資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づき、下記のとおり払戻し手続きを実施いたします。

対象となる商品券

協同組合全高知スーパーチェーン本部発行の額面 500 円商品券



お申し出・払戻し期間

平成 27 年 5 月 1 日（金）～平成 27 年 7 月 31 日（金）

時 間：午前 9 時から午後 5 時まで

* 協同組合全高知スーパーチェーン本部事務局は土日祝日を除きます。

● 期間中にお申し出がない場合は、払戻し手続きから除斥されます。

払戻し場所、方法

【場所】 協同組合全高知スーパーチェーン本部事務局及び加盟店

【方法】 未使用商品券をご持参ください、現金で払い戻し致します。

お問い合わせ先

協同組合全高知スーパーチェーン本部

〒781-5103 高知市大津乙 1902 番地 3

T E L 088-866-7600 F A X 088-866-7610